

国内・海外手配旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1)「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、おお客様のために代理、媒介又は取次をすること等により、おお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (2)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (3)当社の旅行業務取扱料金は「旅行業務取扱表」「当社ホームページ」からご確認ください。
- (4)お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満席等の理由で手配不可能となった場合でも原則として取扱い料金はお支払いいただきます。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立

- (1)当社は、お客さまのご希望による航空券・宿泊券等の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段により受け付けます。
- (2)当社所定の申込書に必要事項を記入の上、ご案内した申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。
- (3)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているとみなします。
- (4)契約は当社が契約の締結を承諾し、ご案内した申込金を受諾したときに契約が成立します。

3. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- (1)当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。
- (2)通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」「出発日」「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
- (4)「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、旅行を解除し、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用、当社所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。

4. お申し込み条件

- (1)お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (3)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ④通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (4)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面のお渡し

手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面をお渡します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

6. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1)旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は、契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (2)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
- (3)当社は、実際に要した旅行代金と取受した旅行代金が合致しない場合、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

7. 契約の変更

- (1)お客さまが契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、旅行代金を変更することがあります。
- (2)お客様からの変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、当社所定の変更・取消手数料を申し受けます。

8. お客様による旅行契約の解除

- (1)お客さまのご都合により契約が解除されたときは、お客さまは下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ①お客さまが提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
 - ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- (2)当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になった場合は、お客様は契約を解除することができます。このときは、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて、払い戻しいたします。

9. 当社による契約の解除

- (1)当社は、お客様により所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、契約を解除させていただく場合があります。
- (2)お客様が第4項(3)①～④に該当することが判明したとき、当社は、前項(1)①～③を取受のうえ、お客様との旅行契約を解除します。

10. 当社の責任

- (1)当社は当社又は手配を代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。
- (2)次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関などのサービスの提供の中止、運送機関の遅延、不通、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、食中毒、お客様自身の故意又は過失による損額、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害。

11. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償していただきます。
- (2)お客様は当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において迅速な対応をさせていただく為に速やかに当社までお申し出ください。

12. お客様が出発までに実施いただく事項

- (1)お客様ご自身で、現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかのご確認、査証・予防接種の条件について確認し、かつ旅券、査証、予防接種証明書等の渡航に必要な書類をご用意ください。
- (2)渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ページ <https://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3)海外危険情報について渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省「外務省海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/> でご確認ください。
- (4)旅行傷害保険加入のおすすめ
ご安心してご旅行いただくため旅行傷害保険へのご加入をお勧め致します。当社らの係員にお問い合わせください。

13. 燃油サーチャージについて

- (1)燃油サーチャージは、契約時にご案内申し上げます。
- (2)契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。

14. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社旅行契約上の責任、事故時の費用等を負担する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先のお客様のお買い物等の便宜のため、お客様のお名前、パスポート番号および搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で提携する事業者へ提供いたします。
- (2)当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発、キャンペーンご案内、旅行参加後のご意見や感想、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人情報の管理を行っている当社グループ企業については、当社ホームページ (<http://www.iwa-fuk.co.jp/>)をご参照ください。

15. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業 第1051号
株式会社アイ・ダヴリュウ・エイ・ツアー
〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町6番25号
(社) 日本旅行業協会正会員